

人吉市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、人吉市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、地域における国際交流団体等の連携を強め、民間レベルの国際交流活動の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する諸事業の計画・実施
- (2) 国際交流に関する広報活動及び資料提供
- (3) 国際交流推進のための調査研究及び情報交換
- (4) 国際性豊かな人材の育成
- (5) その他目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

(入会)

第5条 本会に加入しようとする者は入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の承認のもと、退会したも
のとする。

- (1) 会費を2年以上滞納した場合
- (2) 会員の所在が明らかでなくなった場合（郵便物の不達等。）
- (3) 会員として不適格な行為が認められた場合

(役員)

第7条 協会に役員として、会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事若干人、運営委員
員長1人及び監事2人を置く。

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 会長は、役員会の承認を受け、顧問を置くことができる。

2 顧問は、協会の重要事項に関し、会長の諮問にこたえ、又は会長に意見を述べるこ
とができる。

(任務)

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、事業等の企画、運営に当たる。
- (4) 運営委員長は、運営委員会で審議された事項を役員会へ報告する。
- (5) 監事は、会計及び業務を監査する。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において選任する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上からの請求があったときは、臨時総会を招集する。

2 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) 役員を選出に関すること
- (5) その他会長が特に必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、常務理事、理事、運営委員長をもって構成する。

- 2 監事は、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、協会の運営に関する重要事項を審議する。

(運営委員会)

第14条 協会の事業活動を円滑に推進するために、役員会のもとに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、総会で決定された事業について実施運営を行う。
- 3 運営委員会は、役員会へ事業提案を行うことができる。

(事務局)

第15条 協会の事務を行うために事務局を置く。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人 年額2,000円(ただし、家族会員については、徴収しない。)

(2) 法人及び団体 1口 年額 10,000円

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他の事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

附 則

この規約は、平成17年3月25日から施行する。

この規約は、平成17年6月8日から施行する。

この規約は、平成19年7月18日から施行する。

この規約は、平成20年5月22日から施行する。

この規約は、平成21年4月30日から施行する。

この規約は、平成24年8月28日から施行する。